



特殊車両・過積載車両の合同取締り結果

令和7年6月18日(水)に国道49号津川除雪ステーション、磐越自動車道津川インターチェンジにおいて、特殊車両・過積載車両の合同取締りをNEXCO東日本新潟支社、津川警察署とともに実施しました。取締り結果は以下のとおりです。

今後とも引き続き現地取締りを行うことで、道路構造物の保全、重大事故の防止に努めます。

今回の取締り場所及び結果

- ◆国道49号 津川除雪ステーション(新潟県東蒲原郡阿賀町野村地先)
取締り車両数：3台 うち違反指導を行った車両：1台
- ◆E49 磐越自動車道 津川インターチェンジ(新潟県東蒲原郡阿賀町大字津川地先)
取締り車両数：1台 うち違反指導を行った車両：0台



重量計測の様子



引き込んだ車両の様子



寸法計測の様子

お問い合わせ先

【国道49号での取締りに関すること】

国土交通省 北陸地方整備局 新潟国道事務所

管理第一課長 石田 亮太郎(いしだ りょうたろう)(内線431)

みなみさきぐち

新潟市中央区南笹口2-1-65

HP <https://www.hrr.mlit.go.jp/niikoku/>

電話 025-244-2159(代表)

FAX 025-246-7767



【E49 磐越自動車道津川ICでの取締りに関すること】

NEXCO東日本 新潟支社 新潟管理事務所

管理担当課長 柏木 拓也(かしわざ たくや)

電話 025-287-4411(代表) 平日9:00~17:30 FAX 025-287-4422

【過積載に関すること】

新潟県警察 津川警察署

交通課長 高橋 准二(たかはし じゅんじ)

電話 0254-92-0110(代表)

FAX 0254-92-5910

みなさまの大切な「道路を守る」ために

我が国の道路は高度経済成長期に集中的に整備されたため、道路橋をはじめとした社会資本の老朽化が急速に進行しており、長寿命化対策が求められています。
しかし、規定を超える過積載重量の車両通行により道路損傷が増大しています。

特殊車両の通行に対する指導、取締りの徹底・強化

- ・違反走行を繰り返し行った場合は、会社名の公表を行います。悪質な違反者には、許可取消等の措置を実施します。
- ・是正指導に従わず、国道事務所の呼び出しを拒否する者は、報告の徴収・立入検査を実施します。
- ・車両の総重量の最高限度の2倍の重量（道路法第47条の2第1項の規定による許可を受けた車両は、許可を受けた車両の総重量から車両の最高限度重量を減じた重量に、最高限度重量の2倍の重量を加算した重量）以上の特殊車両を通行させた場合は告発の対象になります。

「特殊車両」は通行許可が必要です

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を定めています。この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。

（道路法第47条第1項、車両制限令第3条）

「特殊車両」とは、道路法で定められている一般的制限値を1つでも超える車両をいいます。

ルール違反の車両が道路に及ぼす影響

重量等の制限を超える車両は、道路、橋の劣化に対して大きな影響を与えるだけでなく、死亡事故等の重大事故にもつながる恐れがあり、大変危険です。

また、ルール違反の車両が沿道環境に与える影響も大きなものとなっており、特に重量超過車両が道路の構造に与える影響は、非常に大きなものがあります。

舗装のひび割れ



舗装のわだち掘れ



橋の裏面の損傷



ご存じですか？ 特殊車両通行制度

特殊車両の通行には

「特殊車両通行確認制度」又は従来の「特殊車両通行許可制度」
のどちらかが必要です

特殊車両 通行確認制度 運用開始



無料でお試し検索！

・特殊車両通行確認制度のご利用はこちらへ

HIDO 特車 で検索！

・制度や操作方法などのお問合せはこちらへ

TEL 0120-161-948 (トウロクトクシャ)



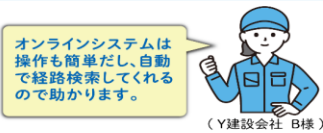
国土交通省

特殊車両通行の手続きは
早い・簡単・便利な
通行確認制度で！



(X運輸会社 A様)

急な輸送依頼にも
対応できるので、
荷主様にも大変
喜ばれています。

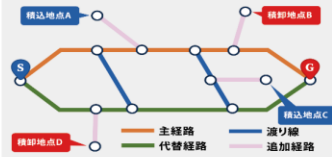


(Y建設会社 B様)

オンラインシステムは
操作も簡単だし、自動
で経路検索してくれる
ので助かります。

こんな場合に特におすすめ！

■ 固定ルートで途中で積込・積卸地点が多い
→ 2地点双方2経路検索+ 追加経路



元経路(S-G間主経路/代替経路の往復)にA-B間往復及びC-D間往復を追加した場合、許可制度の手数料は1,600円なのに対し、確認制度の手数料は1,000円！

取得済み経路に新たな積込・積卸地点を追加経路で結び、通行可能経路を取得

■ スポット的な依頼、急な依頼が多い
→ 都道府県検索+ 追加経路



元経路(S-G間往復)に新たにS-A, S-B, S-C, S-D, S-E間の経路が必要となった場合、許可制度の手数料2,400円に対し、確認制度は1,300円！

急な依頼でも都道府県検索で面的に経路を取得し、必要に応じて追加経路でラストマイル取得

利用者様の声を取り入れて使いやすくなりました

- リフトアクトスレーラの高速道路の経路確認が可能に！
- 路線名称を正しく表示させることにより通行経路が把握しやすさUP！
- 走行時に実行に必要な回答書一式の文書量を削減！
- スマホ・タブレット画面でも回答書一式を表示することが可能に！
- 令和6年春に対象経路を約16,000km拡大予定！(今後も対象経路を拡大していきます)

今後も使いやすいシステムに改善していきます！

特殊車両通行確認制度はここが違う！

早い



オンラインで即時完了
すぐ走れます！

簡単



初めての方でも大丈夫！

便利



何度でも無料で
経路検索可能！